

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子ども子育て支援に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐伯市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県佐伯市長

公表日

令和7年2月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	佐伯市では、子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、保育の必要性がある子どもの保護者に対し、子育て支援及び保育に関する事務を行う。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整 ③保育料、副食費免除の決定及び徴収 ④認定こども園、公立保育所、地域型保育利用実績審査 ⑤施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設および事業者給付費審査支払い
③システムの名称	総合福祉WEL+(子ども・子育て支援) MICJET番号連携サーバー 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表9の項、127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 こども福祉課
②所属長の役職名	こども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐伯市総務部総務課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3663
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐伯市福祉保健部 こども福祉課 〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 TEL:0972-22-3972
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> </div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	総合福祉WEL+(子ども・子育て支援)システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	評価実施機関における担当部署	こども福祉課長 市原厚三	こども福祉課長 羽明 謙二	事後	人事異動による
平成30年6月13日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども福祉課長 羽明 謙二	こども福祉課長	事後	評価書の様式変更によるもの
平成30年6月13日	II しいき値判断 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	錯誤のため
令和1年5月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②システムの名称	Acrocity子ども・子育て支援MICJET番号連携サーバー 中間サーバー	総合福祉WEL+(子ども・子育て支援)MICJET番号連携サーバー 中間サーバー	事後	
令和1年5月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策			事後	様式変更に伴う記載追加
令和2年5月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の概要	佐伯市では、子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、保護者が働いていたり病気などの理由で、日中家庭において保育ができない場合に、保護者に代わってお子さんをお預かりし、保育することを目的とし、適切な施設をあっせんし、措置を行います。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整およびあっせん ③私立保育所の保育料徴収 ④認定こども園、公立保育所、地域型保育利用実績審査 ⑤施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設および事業者給付費審査支払い	佐伯市では、子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、保育の必要性がある子どもの保護者に対し、子育て支援及び保育に関する事務を行う。 ①保育の必要性の審査・認定・認定証発行 ②保育利用希望の受付・施設利用調整 ③保育料、副食費免除の決定及び徴収 ④認定こども園、公立保育所、地域型保育利用実績審査 ⑤施設および事業者申請受付・審査・確認 ⑥施設および事業者給付費審査支払い	事後	見直しによる記載変更
令和3年5月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二第13項、第116項	番号法第19条第8号 別表第二第13項、第116項	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和4年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点	令和4年5月31日 時点	事後	
令和6年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第8項、第94項	番号法第9条第1項 別表9の項、127の項	事前	番号法の改正による修正
令和6年10月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二第13項、第116項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項、155の項	事前	番号法の改正による修正
令和6年10月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和6年10月1日 時点	事前	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和6年10月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月31日 時点	令和6年10月1日 時点	事前	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和6年10月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事前	評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。
令和6年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	新規	[○]人手を介在させる作業はない	事前	基礎項目評価書の様式改正に伴う追加
令和6年10月1日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	事前	評価書の見直しに伴い、最新のものに更新。
令和6年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事前	基礎項目評価書の様式改正に伴う追加
令和6年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	新規	十分である	事前	基礎項目評価書の様式改正に伴う追加
令和6年10月1日	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】(判断の根拠)	新規	総合福祉WEL+(子ども・子育て支援)システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	基礎項目評価書の様式改正に伴う追加